

小規模工事・修繕受注希望者登録の手引き

1 目的

この登録制度は、伊那市内に住所又は所在地を有する請負業者（伊那市の建設工事等入札参加資格を有する方を除きます。）で、伊那市が発注する小規模な建設工事や修繕等の受注を希望する方の名簿登録を受け付け、随意契約における見積徴取の際の選定資料とすることにより、市内小規模業者の受注機会の拡大を図ることを目的とします。

2 登録できる方

次に掲げる要件を満たす方とします。

- (1) 伊那市内に主たる営業所を置く方
- (2) 随意契約に係る契約を締結する能力を有する方
- (3) 市税及び市の各種料金等を滞納していない方
- (4) 建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない方
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有する方

3 対象となる契約

名簿に登録された方が受注できる小規模工事・修繕の対象となる契約は、予定価格が100万円未満で、その契約の内容が、輕易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるものとします。

4 登録の方法

登録を希望する方は、次の申請書類を契約課契約係に提出してください。

- (1) 小規模工事・修繕受注希望者登録申請書（兼同意書）（様式第1号）
- (2) 希望業種の実績を示す書類の写し
- (3) 資格、免許等が必要な業種を希望するにあつては、その資格者証免許証等の写し

5 申請書の記入方法

- (1) 「住所又は所在地」

個人の場合は住所を記入し、法人の場合は所在地を記入してください。

- (2) 「商号又は名称」

個人の場合は通常使用している名称を記入し、通常使用している名称が無い場合には、空欄としてください。法人の場合は登記している商号を記入してください。

- (3) 「代表者職・氏名」

個人の場合は通常使用している役職名及び氏名を記入し、通常使用している役職名が無い場合には、氏名のみ記入してください。法人の場合は登記簿の「役員に関する事項」に記載されている役職名、氏名を記入してください。

- (4) 「電話番号」及び「FAX番号」

市外局番は記入しないでください。

- (5) 押印

印鑑は、今後、見積書や契約書等に使用するもので押印してください。個人の場合は実印でなくとも結構ですが、見積書や契約書に使用するものなので、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は、使用しないでください。法人の場合は登記されている代表者印を使用してください。

(6) 登録希望業種

小規模な建設工事や修繕等の受注を希望する業種ごとに記入してください。

【登録希望業種の記入例】

土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび工事、土工工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル工事、れんが工事、ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

(7) 「資格が必要な業種の場合の資格の種類・名称等」

個人で資格、免許等を必要な業種を希望する場合は、その資格、免許等の種類・名称等を記入し、資格者証、免許証等の写しを添付してください。法人で資格、免許等を必要な業種を希望する場合は、その資格、免許等の種類・名称等及び保有者の氏名を記入し、資格者証、免許証等の写しを添付してください。

【資格の種類・名称等の記入例】

2級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士、木造建築士、第2種電気工事士、等

(8) 「過去に市から依頼を受けて実施した工事」

件数が多い場合には、一番新しい工事を記入してください。

【実施した工事の記入例】

〇〇市営住宅99号水道管修繕工事
△△保育園 収納棚取付工事

6 名簿の登録及び期間

(1) 登録の受付は、随時行うものとします。

(2) 名簿に登録される期間は、申請を受理した年度の6月1日から起算して2年間とします。

7 登録事項の変更の届出

名簿に登録された方は、申請した内容に変更が生じたときは、変更内容を記入した書面により、遅れることなくその旨を契約課契約係に届け出てください。速やかに名簿を変更・更新します。

8 名簿から抹消

名簿に登録された方が、登録要件に該当しなくなったとき又は契約に関して不正若しくは不誠実な行為等があったときは、名簿から抹消します。

9 名簿の公開

登録者名簿は、契約制度の公平及び透明性を図るため、一般の閲覧に供します。